

4

ムバーラク体制の政治経済学

し みず まなぶ
清 水 学

- I はじめに【一部略】
- II ムバーラク体制の政治的枠組み【一部略】
- III IMFと「経済改革」【略】
- IV エジプトの経済構造の特徴【一部略】
- V 対外経済関係と国民経済の一体性の崩壊【一部略】
- VI 「経済改革」とムバーラク政権【略】

出典 『現代の中東』第3号
1987年9月

I はじめに

【前略】

本稿はムバーラク体制が直面している経済的危機の性格を1970年代初めの「インフィターフ」(経済的門戸開放政策)の採用以降形成されてきたエジプト経済の構造的特質と対外経済関係の変化から考察しようとするものである。この時期は内外の銀行資本を主導力とする民間資本が次第に影響力を拡大してきた時期であるが、民間資本の成長のありかたが「国民経済の一体性の崩壊」⁽²⁾とも規定しうる展開を見せることとなった。経済政策の転換は「権威主

義的]体制が自己の政治的支持基盤をつくりだそうとして⁽³⁾、力を蓄えてきた特定の民間資本と結託する行動と無関係ではなかったようである。換言すれば、一般的に言われているように「インフィターフ」政策の採用とは、「社会主義的」統制経済から内・外の民間資本のイニシアティブを重視する経済開発戦略への転換というような単純に経済開発理念に基づくものではなかった。例えば、「インフィターフ」政策採用の当初から輸入自由化政策がとられるなど、輸入代替工業化政策の大幅な転換は輸入業者の圧力なしには考えられなかった。

「インフィターフ」政策に呼応したのは、輸入、金融などに主として従事する民間諸資本家グループであり、彼らはアラブ資本を含む外資と関係を深めつつ成長した。その出自はナーセル革命以前からの旧来の資本家、ナーセル体制下の公共部門の経営を通じて致富を達成した官僚資本家、「インフィターフ」以降急速に資本蓄積した新興資本家であり、相互に複雑に結合関係を作っているとみられる。このグループは決して一枚岩ではなく分断・対立的要素も大きいが全体としてムバーラク体制に大きな影響力を持っているし、その影響力はますます強まってきたといえよう。

今年【1987年—編者】5月にIMFとのスタンド・バイ・クレジットに関して合意が成立し、それを基礎に引き続き各債権国と債務繰延べ交渉に入った。ムバーラク体制は、いずれにしても補助金削減を中心とする財政赤字の削減、為替の一本化、民間資本の役割の一層の重視などの課題に取り組まなければならない。これが文字どおり実施されれば、それによって被害を受ける社会階層にとって相当な荒療治になることは避けられない。これらの「経済政策」が崩壊しつつあるように見える「国民経済の一体性」と各種資本グループに対してどのようなインパクトを与えるかが注目されるのである。

II ムバーラク体制の政治的枠組み

後期サーダート体制を特徴づけていたのは「インフィターフ」とキャンプ・デービッド (CD) 合意体制 (イスラエルとの和平) であり、この2大条件はムバーラク体制にとっても基本的制約条件となってきた。この2条件はそれぞれ独立したものではなく、相互に規定しあい条件づけるものとなっている。

「インフィターフ」はエジプト一国の経済開発を第一義的なものとする政治戦略の表現であり、そのためにはイスラエルと戦争をしなくてもよい条件を生み出すことが必要であった。CD合意体制はそのための外的条件⁽⁴⁾を構成した。いわば経済開発に専念できる条件を作ったとあってよい。またCD合意は米国の外交的勝利であり、それゆえに合意体制維持のため米国はエジプトの政治的安定にも深くコミットするようになった。米国の対外援助においてエジプトがイスラエルに次いで第2の比重を占め続けているのは偶然ではない⁽⁵⁾。そこにおいて、CD合意維持コストともいうべき米国の援助は、エジプトの経済困難あるいは危機の時期に一定のクッション役を果たすことになった。ムバーラク体制も相互規定的関係にある上記の2大制約条件の枠内で動いてきたと言っても過言ではない。

しかし、ムバーラク体制をサーダート体制と全く同じものとみることは当然不正確であろう。サーダート時代の1977年に複数政党制と「民主化」のプロセスが始まったが、それはムバーラク体制に入って以降も徐々にあれ少しずつ前進してきたことは否定できないし、現在の政治的「自由度」は1952年のナーセル革命以来最も大きいものとなっている。もちろんこの「民主主義」は多くの制約を持っている。階級あるいは宗教に基づく政党結成を認めないという政党法⁽⁶⁾の下に自由な政党結成は制約を受けているほか、政治集会や示威行動などの政治活動は1981年10月以来の引き続き非常事態体制の下で内務省の許可を必要とされ事実上禁止されている。選挙・国民投票などの実態も改善されてきたとはいえ、「民主主義」がかなり機能しているインドなどと

は比較しえない。言論の自由等の「民主主義」は、野党の機関紙のうえでのみ認められている感がある。しかも、大統領の権威は極めて大きく「権威主義的」体制の下での跛行的「民主化」である。しかし、いかに限界のあるものであれ、少なくとも現在までのところ複数政党制などの「民主化」はムバーラク体制の安定化に寄与してきたといえよう。それには三つの側面がある。第1に、一定の厚みを形成するようになった教育を受けた中間層の不満の吸収である。特に、矛盾が集中しかつ政治的に敏感な教育を受けた青年層の取込みは権力にとって最も神経を使う課題となった。第2に、「インフィターフ」の時期に一層影響力を拡大した資本家層に国家の政策決定への一層公然たる参加の道を保障することであり、これによって権力の支持基盤の裾野を拡大することであった。与党NDPのほかに新ワフド党や自由党⁽⁷⁾のような資本家層の利益を代表する政党が併存していることは、エジプト資本家層が、内政、外交、経済政策においても全体として統一されていないことの反映でもあるし、その利害調整のメカニズムを必要としていたのである。第3に、「民主化」は西側、特に関係の深い米国に対して積極的なイメージを与えるのに役立った。

「伝統的」イスラーム原理主義運動であるムスリム同胞団⁽⁸⁾も、1984年の人民議会選挙では新ワフド党と組み8人の議員を当選させ、また今年の人民議会選挙では社会主義行動党と自由党と組んで36人の議員を誕生させるなど「民主化」の枠内で勢力を拡張させている。しかし、エジプトにおける複数政党制、議会制民主主義の大衆動員力には限界がある。1986年2月の中央治安部隊の反乱⁽⁹⁾、6月の鉄道山猫ストなど、大衆の経済的不満はしばしば「民主化」の枠を突き破って暴発する一方、学生・青年層の一部に影響力を強めている各種「イスラーム原理主義運動」などムバーラク体制への脅威を構成している勢力は、「民主化」の枠外で動いてきた。

また外交面で見ると、ムバーラク大統領はアラブ復帰への努力を強め、ヨルダンと正式の国交が回復(1984年)された。国交が回復されたかどうかは別として、リビア、シリアなどを除きエジプトとイラク、サウジアラビアなど

アラブ主要国との関係は事実上大幅に改善された。しかも注意すべきことは、アラブ諸国との関係改善がエジプトのイスラエルとの関係断絶とか凍結によるものではなく、他のアラブ諸国がイスラエルと国交を有するエジプトを受け入れる形で改善していることである。その意味で、「エジプトのアラブ寄り」ではなく、「アラブ諸国のエジプト寄り」と見るべきであろう。また、エジプトがいかに「パレスチナ解放機構」(PLO)との関係を改善しても、それはイスラエル承認というCD合意の枠から外れるものとは考えられなかったし、イスラエルへの圧力も限界があった。CD合意の二つの側面、つまりエジプト・イスラエル間の不戦体制とパレスチナ人の民族自決権を巡る問題のうち、前者はイスラエルにとって最も基本的なものであり、後者は無視あるいは軽視されてきたものであった。

以上みたように、上記の2大制約条件下でムバーラク体制はサーダート末期の政治的「危機」を乗り越えるための限定的な改革・対応を行ってきた。しかし、今日の危機は多額の外国援助を保障されながらも迎えざるを得なかった構造的な経済的危機を背景にしているだけに一層深刻である。ムバーラク体制は経済危機の集中的表現である累積債務問題を乗り切るためにはなんらかの「経済改革」の断行を余儀なくされている。ムバーラク大統領にとってその意味で選択肢の幅が狭まっている。大統領はことあるごとに「民主主義」と「安定」を強調するようになったが、このことはこの両者の関係が対立関係に立つ可能性を示唆しているといえよう。「民主化」が上から進められた面が強いにしても、学生・知識人・労働者などはそれをさらに拡大することによってその内容を実質化し、「経済改革」に対して抵抗の武器にしようとする可能性もあるからである。

III IMFと「経済改革」【略】

IV エジプトの経済構造の特徴

ここではムバーラク体制が直面しているエジプト経済の構造的枠組みの特徴を、特に「社会主義」と「資本主義」の絡み合いにおいて見ておきたい。この枠組みは多くの矛盾を孕みながら歴史的に形成されてきたものである。特に「インフィターフ」政策の具体的展開においてその問題点が集中的に現われてきたと見てよい。

1. 「社会主義」と「資本主義」

エジプトはナーセル期の1950年代末期から60年代半ばまでの「社会主義」化、70年代半ば以降の「経済自由化」（「資本主義化」）というかなり方向性の異なる経済政策を短期間の間に交互に経験してきた。

【中略】

1971年5月の「修正革命」を経て自己の政治的基盤を強化したサーダート大統領は、74年の法第43号により本格的な外資導入のための法的整備をはかった。さらに1977年の法第73号は同様の優遇措置をエジプト資本にも認めるものであった。民間資本重視の姿勢は明確化されたとみてよい。急激な政策転換は輸入の自由化の面でも現われた。いわゆるNICs諸国(韓国, 台湾など)でも輸入統制は厳しく維持されていたのにもかかわらず、エジプトが当初から大幅な輸入自由化をはかったことは極めて特異な例だということを見ておく必要がある⁽¹⁸⁾。後述するように、「インフィターフ」が輸入拡大を一つの条件としていたことと無関係ではない。

2. 公共部門と民間化の動き

そこで、当然問題となったのは、ナーセル時代に生産力拡大の牽引力の役

割を担わされた公共部門の位置づけであろう。「インフィターフ」期においても公共部門の直接的民間化という政策方向はとられなかった点は興味深い。その背景には、「社会主義」というシンボルの政治的効果への配慮と同時に公共部門の存続に利益を感じている有力な勢力である組織労働者(特に公共部門労働者と公務員)の支持を確保するという政治的動機が大きく働いていたといえよう。「メー・デー」は今でも国の祝日であり、大統領がその集会で重要演説をするのが習慣となっている。一方、経済全体に占める公共部門の比重も決して小さくはない。1986年末現在、工業においても公共部門は相変わらず民間部門のそれより高い比重を占めており、それぞれの企業の投資計画その他が国の計画・決定に依存した「社会主義」的部門を構成している。その意味でエジプト経済において「社会主義」的アイデンティティと「資本主義」的アイデンティティの併存と対立が見られる⁽¹⁹⁾。民間資本の活動に道を開こうとした「インフィターフ」政策のなかで、公共部門の存続か縮小かが現時点で改めて重要な政治的焦点となってきているのは当然である。

「インフィターフ」期のエジプト特有の民間化の動きは公共部門の直接的民間化ではなく、筆者が「裏口からの『民間化』」と名付けるジョイント・ベンチャー(合弁)方式が採用されたことに特徴がある。これによると、公共部門企業と外資、あるいは民間企業との共同出資会社の設立が認められ、しかも公共部門企業の持ち株比率に係わりなく「民間部門」として扱われることになった。例えば、公共部門の持ち株比率がかりに95%であってもそのジョイント・ベンチャーは民間企業とされるのである。これによって、公共部門に適用されている労働諸法や賃金・俸給の制約から外れることが可能となったのである。【中略】このような「裏口からの『民間化』」は公共部門経営者の新たな民間部門への魅力ある転出の道を保障し、公共部門経営者を公共部門の存続に対する積極的な支持者から脱落させるうえで重要な役割を果たした。

同時にエジプトの公共部門企業を見るうえで注目すべきは、少なくとも一部の公共部門が有している「私的」性格であろう。1960年代の民間企業の国有化は必ずしも従来の所有者を経営陣から排除しなかった。旧所有者のなか

には国营化された企業の中で相変らず強力な影響力を保持した例もあったのである。その代表的例はオスマーン・アフマド・オスマーン⁽²¹⁾の率いる「アラブ・コントラクター」である。エジプト内外の各種の大規模プロジェクトを請け負ってきたこの国有企業が、「アラブ・コントラクター」の広告に必ずオスマーン・アフマド・オスマーンの名前を付けているのは象徴的である。クレマンはその研究の中で、オスマーン・アフマド・オスマーンが「インフィターフ」に至る自由化の先駆的役割を果たしたことに注目している⁽²²⁾。つまり、1964年にナーセル大統領は湾岸に利益を有するオスマーン・アフマド・オスマーンの「アラブ・コントラクター」および他の巨大国有化コントラクターに対してより自主的に経営を認める法令に署名した。その結果、オスマーンは、償却済みの機械を本国の公共企業に売りつけるなどによってエジプトの国家利益を海外の民間社会へ移転することができた。言わば「利益を私有化し、債務を公共化した」のである。オスマーンは体制側の有力者との人的関係を深め、ナーセルの娘の別荘を破格の価格で建設し提供した。彼の海外での民間会社は国内での公共企業と共生関係に立ち、私有化された資金はエジプトの官僚制の中でかれの人脈作りに貢献した。このネットワークは門戸開放政策への支持者を増大させる効果をもった。

これは、ナーセル体制の性格、さらにアラブ社会主義の性格にも関わるものであり、ここで詳しく検討する課題ではない。しかし、指摘しておくべきことはナーセルは代議制度の拒否(1954年)と「科学的社会主義」(マルクス主義)の拒否のうえにその「権威主義的」大衆動員方式を採用したということである。「科学的社会主義」(マルクス主義)の拒否は、旧来の資本家層が、一定の打撃を受けながらもさまざまな形で影響力を維持する道を拓いたことも否定できない。ナーセル体制は反対派の利益集団を打破することには成功したが、個人的圧力をはねかえすに足る政治的組織を作るのには失敗していた。危機の時代に自己の支配体制を固めるのに残されたのはアメとムチであり、具体的には個人的な利益供与とその見返りとしての支持であった。「アラブ・コントラクター」の例はその後の「インフィターフ」のありかたに影響を与

えたものとみられる。つまり、その時々にあト・ランダムな形での利益供与は必ずしも統一性を有する経済政策の一環としての位置づけを欠如しており、「インフィターフ」政策の矛盾する側面を予知するものであった。

3. 民間化と銀行・外国金融資本

「インフィターフ」期のエジプト経済の「民間化」を促進するうえで銀行が極めて重要な役割を果たしてきたことは注目される。それは、金融機関が一般的に信用および外為取引を通じて経済全体を統制する核であるというだけではない。問題は、「インフィターフ」政策を通じて急成長した民間（合弁）銀行がエジプトの全銀行の総資産に占める比率の低さにもかかわらず、「民間化」へ向けて経済政策全体の方向を誘導するうえで極めて大きな影響力を及ぼしたことである。

一般的に、民間化の過程を通じて計画当局および政治家は価格設定や生産・輸入量の設定の権限を次第に失う危険に晒される。経済改革は政治的決定でありながら、先ず政治構造より行政面に影響を与える。しかし、古い権威と力を持ち続けることと経済過程の決定権の分散化はいつまでも両立するわけではない。その意味で、エジプトの門戸開放政策のインパクトは金融制度の変化の中で最も明白に現われることになった。それは、「インフィターフ」期の新規投資の多くが金融分野に投資されたというだけではない。この新たな利益集団は投資額が示す以上に大きな経済的影響力を持ち、政治的にも目立つことになった。【中略】「インフィターフ」以降徐々に力を増した民間・合弁銀行は政府の直接の信用統制力（資本市場と為替市場）に挑戦してきた。エジプト国民銀行、カイロ銀行、ミスル銀行とアレキサンドリア銀行の4大国有銀行は現在でも依然として商業銀行総資産の70%を有しているが⁽²³⁾、その金融市場への支配力は不断に挑戦を受けており、銀行・金融制度の自由化の一層の拡大を求める圧力を封じ込められるかどうかは極めて難しい状況にある。

【後略】

V 対外経済関係と国民経済の一体性の崩壊

エジプトは「インフィターフ」政策を採用した1970年代には湾岸産油国の建設に伴う経済ブームにも支えられて高度成長を実現した。しかし、その成長は以下に述べるように、対外経済関係の再編成に伴いエジプトの「国民経済」としての経済的一体性を崩壊させる危険性を内包するものであった。それはムバーラク体制にとって厄介なサード時代の遺産であるが、その一体性を回復しようとする動きは特定のプレッシャー・グループから激しい反発を受けほとんどの場合失敗している。「国民経済の一体性の崩壊」の問題と関連させて特に輸入政策、外為自己調達制度と複数為替レート、エジプト経済の「ドル化」の問題などを考察したい。

1. 輸入政策とポートサイド自由港

【前略】エジプトは湾岸産油国は別として中東やアラブ世界で輸入自由化政策を採用した数少ない例であることは注目されてよい。しかも、政策転換が極めて短期間に行なわれたことも同時に注目される。つまり、1958～73年の間に形成された輸入制限諸制度は1974～76年の間のかなり短期間で方向転換された。具体的には、国際貿易システムの改革、外為自己調達制度の導入、「フリー・ゾーン」の創設であった。もともと、「インフィターフ」政策で期待されたのは資本収支面での改善、つまり資本の流入であったが、実際には経常収支面、つまり財の輸入に大きな影響が現われた。これについてはプレッシャー・グループとしての輸入業者の影響力が大きくなっていた証左と見ることも可能であろう⁽³⁰⁾。具体的な輸入自由化措置としては、以下のようであった。

- ① 貿易システムの改革【略】
- ② 自己金融輸入制度（1974年）の導入【略】
- ③ 二国間貿易協定の廃棄【略】

④ 「フリー・ゾーン」の創設——1967～73年のイスラエルとの戦争による破壊からスエズ運河地域の復興を図ることもあって、「フリー・ゾーン」が創設された⁽³²⁾。しかし、当初目的とした製造業者の利用は少なく、倉庫業者などが主流となった。ポートサイドのそれ（1975年創設）は通過する乗組員や旅客に無関税の商品を供給することを目的としていた⁽³³⁾が、実態は大きく異なることとなった。確かに一定の雇用を創出することに成功したが、エジプト経済に対するポートサイドの機能は極めて特異なものとなった。つまり、ポートサイドには無関税で輸入される世界各国の消費財が溢れ、そこでの購買者の圧倒的多数はエジプト人となった。ポートサイドを出るときは当然通関手続きが必要であり外国からの輸入と同様関税が課せられるが、実際問題としてエジプト人消費者にとってはポートサイドは低廉で質の良い外国製消費財を購入できる場所となった。並べられている商品には中国、香港、韓国製の衣料品や食料品が目立つ。ポートサイドが本来意図されていた役割とは異なる機能を果たすようになり、エジプトの国産品にかなりの打撃を与えてきたことは確実である。換言すれば、ポートサイドの「フリー・ゾーン」はエジプトの国民経済にとって敵対的役割を果たす鬼子に成長したと見ることができる。しかも、政府がこの現状を必ずしも望ましいとは思っていないことは、1985年9月に一部輸入品に関税を課そうとしたり、ムバーラク大統領自身が「ポートサイドに行かずに国産品を愛用するよう」呼び掛けていることにも表われている。

しかし、ポートサイドはいまや政府にとって簡単に手の出せない地域となってきた。第1に、急速な資本蓄積を通じてポートサイド財界は、カイロ、アレキサンドリアに次ぐ有力グループに成長し、ポートサイドの地位の現状維持を目指す強力な圧力団体となっているからである。上記の1985年9月の一部輸入品課税の動きに対し、ポートサイド全市がストを打ちそれを撤回さ

せるという実績を持っている⁽³⁴⁾。第2に、ポートサイドの「フリー・ゾーン」は直接・間接的に多くの労働力を雇用する形になっており、彼らの存在は現状変更への強力な抵抗勢力となっている。ポートサイドの「フリー・ゾーン」の存在は、エジプトの経済政策の矛盾と問題点を露呈し、「国民経済」の一体性に脅威を与えるものとして、象徴的な存在となってきた。

2. 為替政策

上で述べた自己金融輸入制度は外為自己調達制度とも呼ばれるが、「インフターフ」政策における輸入の自由化と既存の為替政策との矛盾から発生したものである。したがってそこには多くの問題点が含まれていた。

第1に、「外為自己調達制度」は前年の1973年9月の「並行為替市場」（公定レートよりややドル高に優遇した為替市場）導入後1年を経ずして出されたものであり、一層為替市場を複雑化するものであった。第2に、公的プールへの外貨流入が減ったことである。第3に、もっと重要なことはこの制度が輸出促進のためのインセンティブにはほとんどならず、輸入業者は闇ドル市場から外貨を調達しようとし、事実上半公認化された闇ドル市場を拡大した。何故ならば、外貨の主要な獲得方法は輸出というより、湾岸でのエジプト人労働者と国内の外国人旅行者や外国人居住者だったからである。その場合、外貨保有者はその出所について明らかにする義務をのがれていた⁽³⁵⁾。闇業者は多くの活動の場を与えられ、彼らがそのドル預金を担保にして銀行から多額のエジプト・ポンド (L.E.) を借り入れ、さらにそれを資本に大々的にドル買いに走るという事態も生まれた。銀行にとっても闇業者は有力な貸出し先の一つとなった。また、民間企業はもちろん公共部門企業も外貨不足を乗り切るため、闇市場からドルを調達した。闇ドルの売買を非合法的なものとしていながら、実際問題として闇ドル市場なしには、消費財はもちろん、工業生産のための部品の輸入も思うままにいかない経済構造を作り出したのである。闇ドル業者も無視しえない圧力団体として成長した。

【後略】

VI 「経済改革」とムバーラク政権【略】

〔注〕

- (2) 「国民経済の一体性の崩壊」は筆者の造語であるが、1860～70年の通商・資本の自由化とエジプトの財政的破産にいたる時代との類推も頭に置かれている。
- (3) Clement Henry Moore, "Money and Power: The Dilemma of the Egyptian Infatih," *The Middle East Journal*, Vol. 40, No. 4, Autumn 1986, p. 634.
- (4) このことはエジプト内でどの階層がイスラエルとの和解を支持したかを解く鍵になると思われる。
- (5) 米国の1987年度の対外経済軍事援助121億ドルのうち、イスラエル向けは30億ドル、エジプト向けは23億ドルとなっており、両国だけで全体の実に44%を占めている (*MEED*, 10 January 1987, p. 30)。
- (6) アハラーム政治戦略研究所, *intikhābāt majlis ash-sha'b 1984: dirāsa wa tahwīl* [1984年人民議会選挙——研究と分析], 1986年, pp. 13-17.
1987年6月末現在の合法政党は、国民民主党、新ワフド党、社会主義行動党、自由党、ウンマ党、統一進歩民族党の6党であり、ムスリム同胞団と共産党は非合法である。
- (7) *ibid.*, pp. 76-79, 93-95.
- (8) 1954年以来非合法団体（現在の最高導師はシェイフ・ムハムマッド・ハミード・アブドル・ナーセル）であるが、70年代初頭以降事実上活動が黙認されるに至った。1987年の人民議会の選挙では150万票を獲得し、国会議員団長を出している。医師、法律家などの職能組合や学生運動の間に影響力を上げた。
- (9) 当時、30万人の規模を誇っていた内務省管轄下の武装治安部隊であった。その一部がカイロ周辺で高級ホテルやキャバレーを襲撃し、軍の出動で鎮圧された。
- (10) Shimizu, Manabu, "Some Reflections on the Public Sector in Developing Countries with Special Reference to India and Egypt" in Manabu Shimizu, Iglal Rateb, Moustafa Ahmad Moustafa, *Public Sector in Egypt*, 東京, Institute of Developing Economies, 1986年10月, pp. 23-28.
- (11) *ibid.*, pp. 56-57.
- (12) Iglal Rateb, "The Development of the Public Sector in the Period 1952-1985," in Manabu Shimizuほか, *op. cit.*, pp. 97-106.

- (17) 拙稿「エジプト経済——『インフィターフ』と『ドル化』の進展——」（『アジアトレンド』第27号，1984年夏，アジア経済研究所）89～91ページ。
また，伊能武次「エジプトの政治変動——ナセルからサダトへ——」（『国際政治』第73号）116ページ参照。
- (18) Rodney Wilson, "The Developmental Impact of Egypt's Import Liberalisation," *The Middle Eastern Studies*, Oct. 1986, p. 481.
- (19) Shimizu, Manabu, *op. cit.*, pp. 6-7.
- (21) Osmān Aḥmad Osmān, *ṣafahāt min tajribatī* [我が体験からの断章], Cairo, 1981年4月。
- (22) Clement Henry Moore, *op. cit.*, pp. 636-637.
- (23) *ibid.*, p. 638.
- (30) John Waterbury, *The Egypt of Nasser and Sadat, The Political Economy of Two Regimes*, Princeton, Princeton Univ. Press, 1983, pp. 171-181.
- (32) サウジアラビアや石油収入で潤う湾岸諸国への再輸出を目的とする加工業の導入を目的としていた。
- (33) Rodney Wilson, *op. cit.*, p. 485.
- (34) その直後のカマル・ハサン・アリー首相の更迭もポートサイドの圧力であるとの噂がカイロでは流された。
- (35) この規定は闇ドル買いを事実上黙認すると見なされたことは否定しえない。なお，ポートサイドなどの「フリー・ゾーン」では，自由（関）レートで外貨を交換する両替業者の営業が認められていた。

（清水学／執筆時：アジア経済研究所総合研究部，現：総合研究部主任調査
研究員）